

令和2年6月3日

神戸市長
久元喜造様

公益社団法人 兵庫県看護協会
会長 成田康子

兵庫県看護連盟
会長 春江ハル子

**新型コロナウイルス感染症に対応する医療機関に勤務する
看護職員等医療従事者に対する措置について（要望）**

平素は、本会・本連盟の運営に種々のご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

また、このたびの新型コロナウイルス感染症への対応について、日夜ご尽力いただいていることに敬意を表し、深く感謝申し上げます。

国・県・市をあげて取組みいただいた結果、感染が確認される者が減少に転じるなど、収束に向けた兆しもみられるところですが、医療機関等に勤務する看護職員をはじめとする医療従事者は、第2波、第3波への警戒、自身が感染するかもしれない、媒介者になるかもしれないという不安や恐怖を感じながら職務に当たっており、今もなお非常に厳しい状況に置かれております。

つきましては、自らの危険を顧みず献身的に業務に当たっている看護職員等医療従事者の尽力に応えるための支援、及び、第2波、第3波への医療提供体制への備えについて、下記のとおり要望・提案させていただきますので、ご検討・ご対応の程、何卒よろしくお願い申し上げます。

記

1 新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」とします。）に対応する看護職員等医療従事者に対する危険手当等特別な手当の支給について

（1）現状

私共は、4月24日付けで兵庫県知事に「看護職員への危険手当」の要望を提出させていただき、その際、感染症患者を受け入れた医療機関等に患者1人あたり12,000円を補正予算として措置いただいたことと、感染症の重症者対応のための診療報酬が2倍とされたことをあわせて各施設で対応いただきたい旨の回答をいただいたところです。

しかし、診療報酬や県の入院医療機関への支援補助金は医療機関等の収入であり、感染症患者受け入れに伴う様々な業務負担や手術・外来等の診療が制限されることで医療機関等の経営状況が急激に悪化していること等から、運営に関する経費が優先され、看護職員等医療従事者（以下「看護職員等」とします。）の危険手当等には充当されてい

い可能性が高いと思われます。

こうべ医療者応援ファンド支援金が市内 16 カ所の医療機関に配分されましたが、今後、看護職員の処遇が改善されず、看護職員が働き続けられる環境の整備が行われなければ、離職につながり、今後の第 2 波・第 3 波の感染拡大に向けて医療崩壊につながることを懸念されます。このことは、訪問看護ステーションや福祉施設等においても同様です。

(2) 要望事項

最前線で医療・看護にあたっている看護職員等への支援策として、以下の手当額を県内で初めて感染者が確認された 3 月 1 日に遡って支給できるよう、措置をお願いします。
手当額

- 作業 1 日当たり 3,000 円
- 以下の作業に従事した場合には、1 日当たり 4,000 円
 - ・患者またはその疑いのある者の体に直接接触する作業
 - ・患者またはその疑いのある患者に長時間にわたり接して行う作業 等

2 感染症に直接対応する者以外の医療従事者全般に対する措置について

(1) 現状

感染症患者等を受け入れている医療機関等においては、一般病棟から感染症病棟への看護職員の異動により人員体制を強化して対応していることなどから、結果として、感染症患者に直接かかわらない看護職員等も、これまでにない厳しい環境での勤務を余儀なくされています。看護職員等全般の心身の負担増に対する措置が必要です。

(2) 要望事項

危険手当等の支給対象となる看護職員等に加え、それ以外の部署の看護職員等についても、特別・臨時の給付や上期（夏）の賞与の増額ないしは加算ができるよう、医療機関等に対する支援をお願いします。

3 感染症に対応する看護職員等が宿泊施設等を利用することにより要した経費に対する措置について

(1) 現状

感染症の患者等に対応する看護職員等が、家族への感染を避けるために帰宅せず、ホテルに宿泊したり、また、医療機関等における体制確保に支障が生じないように市中感染を避けるため通常と異なる通勤手段をとることにより、費用の負担を強いられています。医療機関等からの措置は難しい状況です。

(2) 要望事項

このような費用負担が生じた場合において、看護職員等が実際に負担した費用を所属する医療機関等ないしは個人あてに直接支援をお願いします。

4 感染症の拡大防止に向けた妊娠中の看護師等への配慮について

(1) 現状

5 月 7 日付で「妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針」が改正

されました。妊婦は、新型コロナウイルス感染症のハイリスク者であり、妊婦が肺炎を発症すると重症化する可能性があります。看護師のマンパワーの不足により、妊娠中であっても休みにくい状況となっています。

(2) 要望事項

妊娠中の看護職等の休業について代替職員を雇用した場合の経費について補助金の支給をお願いします。

5 訪問看護ステーション等小規模事業所に対する支援措置について

(1) 現状

感染症の拡大と長期化に伴う利用者の減少に加え、看護職等の感染あるいは濃厚接触等で勤務ができなくなったことによって収益が減少し、経営状況が悪化しています。

また、訪問看護ステーション等小規模事業所においては、マスク、ガウン等が不足しており、手作り品で代用しているところも多くあります。

(2) 要望事項

新型コロナウイルス感染症の影響により収益が減少し経営状況が悪化した事業所に対する支援措置をお願いします。

地域の医療を支え、訪問看護の利用者、家族、訪問看護師の安全を守るために、訪問看護ステーション等にも医療機関と同様の防護具、消毒用アルコール等がいきわたるように支援をお願いします。

6 中・長期的な看護職員のこころのケアに対する支援措置について

感染症対応の長期化等により、特にメンタル面においてケアが必要と考えられるような看護職員等への対応のため、臨時的あるいは継続的に臨床心理士や専門的知識を有する者等を配置（雇用）又は派遣等を依頼する場合における費用について、医療機関等に対する支援措置をお願いします。

7 第2波、第3波に備え、感染（拡大）が再燃した場合等（以下「再燃時等」という。）に向けた対応への支援措置について

(1) 医療機関等において再燃時等に備えるために、診療等をより安全に行うための施設等の改造（改良）や、マスク、防護服、消毒剤等の資材の備蓄を行おうとする場合において、その費用について支援措置をお願いします。

(2) 医療機関等において再燃時等にスタッフがより確実に従事できるよう、臨時的に保育体制等を拡充・強化しようとする場合において、その費用について支援措置をお願いします。